

議案第 13 号

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和5年 2月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る太宰府市国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。